

「漁港漁場関係工事積算基準」に係る平成29年度標準単価について

①潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

潜水深度	標準賃金
10m未満	46,400
10～20m未満	49,000
20～30m未満	51,700
30～40m未満	54,400

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

②船舶および機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

名称	標準賃金
船舶製作工	24,800

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。